

令和5年2月6日

条例第2号

## 熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の費用を免除することができる。

（開示の手続）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（審議会への諮問）

第5条 広域連合の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会条例（令和5年条例第3号）第2条に規定する熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会に諮問することができる。

（1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

- (2) 前号の場合のほか、広域連合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第10条、第17条又は第20条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。